

新旧対照表（抄）

○ 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月中央区条例第一一四号）

| | | 新 | |
|---------|--|-----------------------------|---|
| | | 旧 | |
| | （利用乳幼児及び職員の健康診断） | （利用乳幼児及び職員の健康診断） | （略） |
| 第十七条 | | 第十七条 | （略） |
| 2 | 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる 健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないうことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 | 2 | 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 |
| 3及び4 | （略） | 3及び4 | （略） |
| 附 則 | この条例は、公布の日から施行する。 | | |
| 3及び4 | （略） | 3及び4 | （略） |
| 始前の健康診断 | 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診査 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 |
| 始前の健康診断 | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |